

# 一般財団法人北海道老人クラブ連合会賛助会員加入推進要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人北海道老人クラブ連合会（以下「本連合会」という。）の賛助会員加入及び賛助会費等に関し、必要事項を定めることを目的とする。

## (賛助会員)

第2条 賛助会員は、本連合会の事業目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人又は団体とする。

## (入会)

第3条 本連合会は、入会しようとする賛助会員から賛助会員入会承諾書（様式1）の提出を受けなければならない。

## (入会の決定)

第4条 入会は、会長が決定し、これを次回開催の理事会及び評議員会に報告するものとする。

2 入会を決定されたときは、承諾礼状（様式2）を添えて、賛助会員に通知するものとする。

## (会費)

第5条 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 法人及び団体会員 1口以上（1口年間 10,000円）

(2) 個人会員 1口以上（1口年間 5,000円）

2 前項の口数は、これを制限しないものとする。

## (会費の納入)

第6条 会費の納入は年1回とし、毎年度8月末までに納入する。

2 年度途中で入会する場合の会費の納入は、入会月に納入する。

## (会費の用途)

第7条 第5条に規定する会費は、本連合会の目的を達成するために使用する。

## (賛助会員の権利)

第8条 賛助会員は、本連合会の目的を達成するために必要な事業の遂行を援助するとともに、本連合会からの情報、資料の提供、刊行物の配布、本連合会が主催する大会等の情報提供を受けることができる。

(表 彰)

第9条 永年に亘り賛助会員として、本連合会の業務に援助協力を行った会員に対し、感謝状を贈呈する。

(資格の喪失)

第10条 賛助会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡または会員である法人が解散したとき
- (3) 第5条の会費を2年以上納入しないとき

(退 会)

第11条 退会しようとする賛助会員は、退会届(様式3)を提出し退会する。

(会費の不返還)

第12条 賛助会員がすでに納入した会費は、これを返還しない。

(賛助会員の資格の継続)

第13条 毎年2月末までに退会の届出がない場合は、翌年度についても賛助会員として継続し申し込んだものとする。

(委 任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

(様式 1)

## 賛助会員入会承諾書

私は、一般財団法人北海道老人クラブ連合会の趣旨に賛同し、賛助会員として入会することを承諾いたします。

記

1. 入会時期 年度から

2. 入会口数 口 (年額 円)

年 月 日

住 所

団体名

代表者名

印

一般財団法人北海道老人クラブ連合会 会長 様